

# 臨時福祉給付金

# 支給要件

## ○支給対象者

平成26年度分の住民税が課税されていない方が対象です。ただし、

- ・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている(扶養されている)場合
  - ・生活保護の受給者である場合 など
- は除きます。

## ○支給額

・1人につき10,000円。下記の《加算対象者》は1人につき5,000円を加算。

### 《加算対象者》

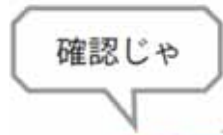
- ・高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者 ※1
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など ※2

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。  
 ※2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

表1 【住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)】 ※八百津町の基準  
(給与所得者) (公的年金等受給者)

扶養親族等の数	非課税限度額※ (給与収入ベース)	扶養親族等の数	非課税限度額※ (年金収入ベース)
単身	93万円	単身	65歳以上 148万円
1人	137.8万円		65差未満 98万円
2人	165.8万円	1人	65歳以上 192.8万円
3人	193.8万円		65差未満 142.8万円

以降、扶養親族1人増えるごとに28万円を加算した額になります



フクシカクニシヤ

# 子育て世帯臨時特例給付金

# 支給要件

## ○支給対象者

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満(表2の限度額目安未満かどうか)  
※特例給付とは、児童手当の所得制限限度額以上の方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

## ○対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童  
ただし、

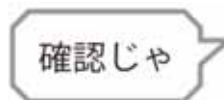
- ・「臨時福祉給付金」の対象となる児童
  - ・生活保護の受給者となっている児童 など
- は除きます。

## ○支給額

・対象児童1人につき10,000円

表2 【児童手当の所得制限限度額(給与収入ベース)】

扶養親族等の数	限度額目安 (給与収入ベース)
1人	875.6万円
2人	917.8万円
3人	960万円



コソダテカクニシヤ